

# 2016年版 行政書士関係書籍 (受験必携六法・合格ナビゲーション基本テキスト・過去問マスター等) 訂正及び追加情報

このたびは弊社の書籍をご利用くださりまして、ありがとうございます。2016年版行政書士関連書籍（受験必携六法・合格ナビゲーション基本テキスト・過去問マスター等）で誤りが判明いたしました。お手数をおかけして申し訳ありませんが、訂正のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。読者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、謹んでお詫びいたします。

また、追加情報も列記いたしました。

平成28年7月1日現在  
東京法経学院 編集部

## 2016年版 行政書士 受験必携六法

### 訂 正

訂正箇所	誤	正												
655頁 国家行政 組織法 別表第1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">環境省</td> <td style="width: 25%;">原子力規制委員会</td> <td style="width: 50%;"><u>防衛装備庁</u></td> </tr> <tr> <td>防衛省</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	環境省	原子力規制委員会	<u>防衛装備庁</u>	防衛省			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">環境省</td> <td style="width: 25%;">原子力規制委員会</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>防衛省</td> <td></td> <td><u>防衛装備庁</u></td> </tr> </table> <p>※表中、「防衛装備庁」の欄を環境省から防衛省に変えて下さい。「防衛装備庁」は防衛省に入ります。</p>	環境省	原子力規制委員会		防衛省		<u>防衛装備庁</u>
環境省	原子力規制委員会	<u>防衛装備庁</u>												
防衛省														
環境省	原子力規制委員会													
防衛省		<u>防衛装備庁</u>												

■平成27年度・行政書士試験－条文・判例の出題年履歴を以下に列記しました。

憲法

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 12	第7条（天皇の国事行為）	H27・7・4
P 13	第9条（戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認）	H27・5
P 14	（マクリーン事件） 4（最大判昭53・10・4）	H27・3・3
	（森川キャサリーン事件） 5（最判平4・11・16）	H27・3・2
P 17	（指紋押なつ制度の合憲性） 9（最判平7・12・15）	H27・3・1
P 33	（塩見訴訟） 3（最判平元・3・2）	H27・3・5
P 48	（地方議会の議員懲罰の裁判権） 3（最大判昭35・10・19）	H27・6・5
P 49	（大学の内部問題と司法審査） 4（最判昭52・3・15）	H27・6・2
	（板まんだら訴訟） 5（最判昭56・4・7）	H27・6・1
P 51	（苫米地事件） 3（最大判昭35・6・8）	H27・6・3
P 52	第85条（国費支出及び国の債務負担）	H27・7・1
P 53	第87条（予備費）	H27・7・3
	第90条（決算検査，会計検査院）	H27・7・5
P 56	（百里基地訴訟） 1（最判平元・6・20）	H27・5

**民法**

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 61	第13条（保佐人の同意を要する行為等）	H27・27・イ
	第15条（補助開始の審判）	H27・27・エ
P 62	第19条（審判相互の関係）	H27・27・オ
P 68	第94条（虚偽表示）	H27・28・3～5
P 89	第185条（占有の性質の変更）	H27・45
P 94	第218条（雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止）	H27・29・5
P 96	第229条（境界標等の共有の推定）	H27・29・4
	第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）	H27・29・2, 3
	第235条	H27・29・1
P 98	第253条（共有物に関する負担）	H27・29・4
P 104	（留置権の成立） 1（最判昭43・11・21）	H27・30・2
	（留置権の成立要件） 2（最判昭47・11・16）	H27・30・1
P 140	第482条（代物弁済）	H27・31
P 142	第493条（弁済の提供の方法）	H27・32・3, 5
P 148	第533条（同時履行の抗弁権）	H27・32・1, 2
	（同時履行の抗弁権－敷金） 3（最判昭49・9・2）	H27・30・5
P 150	第541条（履行遅滞による解除権）	H27・32・4, H27・33・4
P 151	第550条（書面によらない贈与の撤回）	H27・33・1
P 152	2（最判昭40・3・26）	H27・33・1
	第553条（負担付贈与）	H27・33・4
	第554条（死因贈与）	H27・33・3
P 153	第559条（有償契約への準用）	H27・31・4
P 155	第570条（売主の瑕疵担保責任）	H27・31・4
P 180	第722条（損害賠償の方法及び過失相殺）	H27・34
	（被害者側の過失） 1（最判昭42・6・27）	H27・34・3
P 183	（婚姻届出書の受理） 1（最判昭44・4・3）	H27・35・イ
P 184	第754条（夫婦間の契約の取消権）	H27・35・エ
	（夫婦間の契約取消権） 1（最判昭42・2・2）	
P 186	第768条（財産分与）	H27・35・ウ
P 187	第771条（協議上の離婚の規定の準用）	

	第772条（嫡出の推定）	H27・46
P 188	第774条（嫡出の否認）	
	第775条（嫡出否認の訴え）	
	第777条（嫡出否認の訴えの出訴期間）	
P 191	第802条（縁組の無効）	H27・28・1
P 199	第843条（成年後見人の選任）	H27・27・ア
P 200	第849条（後見監督人の選任）	H27・27・ア
P 204	第876条の4（保佐人に代理権を付与する旨の審判）	H27・27・ウ

## 商法・会社法

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 262	第577条	H27・36・1
	第578条	H27・36・2
	第594条 ① 旅店，飲食店，浴場其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ滅失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス ② 客カ特ニ寄託セサル物品ト雖モ場屋中ニ携帯シタル物品カ場屋ノ主人又ハ其使用人ノ不注意ニ因リテ滅失又ハ毀損シタルトキハ場屋ノ主人ハ損害賠償ノ責ニ任ス ③ 客ノ携帯品ニ付キ責任ヲ負ハサル旨ヲ告示シタルトキト雖モ場屋ノ主人ハ前二項ノ責任ヲ免ルルコトヲ得ス	H27・13・3，4
	第595条 貨幣，有価証券其他ノ高価品ニ付テハ客カ其種類及ヒ価額ヲ明告シテ之ヲ前条ノ場屋ノ主人ニ寄託シタルニ非サレハ其場屋ノ主人ハ其物品ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任セス	H27・36・5
P 270	第25条	H27・37・イ
P 274	第37条（発行可能株式総数の定め等）	H27・37・ウ
P 277	第46条	H27・37・エ
P 280	第58条（設立時募集株式に関する事項の決定）	H27・37・ア
P 290	第93条（設立時取締役等による調査）	H27・37・エ
P 291	第98条（創立総会の決議による発行可能株式総数の定め）	H27・37・ウ

P 293	第103条（発起人の責任等）	H27・37・オ
P 328	第188条（単元株式数）	H27・38・1
	第189条（単元未満株式についての権利の制限等）	H27・38・2
P 329	第192条（単元未満株式の買取りの請求）	H27・38・3
P 330	第194条	H27・38・4
	第195条	H27・38・5
P 376	第309条（株主総会の決議）	H27・38・4、H27・39・4
P 386	第339条（解任）	H27・39・4
	第341条（役員を選任及び解任の株主総会の決議）	H27・39・1
P 387	第343条（監査役を選任に関する監査役の同意等）	H27・39・2, 3
P 388	第345条（会計参与等の責任等についての意見の陳述）	H27・39・5
P 390	第349条（株式会社の代表者）	H27・40・3
P 585	第911条（株式会社の設立の登記）	H27・40・2、5
P 589	第918条（支配人の登記）	H27・40・1

## 行政手続法

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 622	第2条（定義）	H27・11・5, H27・12
P 623	第3条（適用除外）	H27・11・1, H27・13・2
P 626	第5条（審査基準）	H27・13・1
	第6条（標準処理期間）	H27・13・3
	第7条（申請に対する審査, 応答）	H27・13・4
P 627	第8条（理由の提示）	H27・13・5
P 634	（行政指導の限界） 1（最判昭60・7・16）	H27・43
P 635	第36条の2	H27・42
	第36条の3	
P 636	第39条（意見公募手続）	H27・11・3
P 637	第42条（提出意見の考慮）	H27・11・4
	第43条（結果の公示等）	H27・11・2
P 638	第46条（地方公共団体の措置）	H27・11・1

**内閣府設置法**

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 645	第7条（内閣総理大臣の権限）	H27・24・ウ、オ

**国家行政組織法**

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 649	第3条（行政機関の設置，廃止，任務及び所掌事務）	H27・24・ア
P 650	第8条（審議会等）	H27・24・イ
P 651	第12条	H27・24・エ

**行政不服審査法(旧法)**

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 659	第4条（処分についての不服申立てに関する一般概括主義） 判例 1（最判昭53・3・14） →参考 新法・第2条，第7条	H27・15・2，3
P 660	第7条（不作為についての不服申立て） →参考 新法・第3条	H27・15・5
P 663	第17条（処分庁経由による審査請求） →参考 新法・第21条	H27・25・ア
P 664	第25条（審理の方式） →参考 新法・第31条	H27・15・1
P 666	第34条（執行停止） →参考 新法・第25条	H27・15・4
P 667	第40条（裁決） →参考 新法・第45条	H27・14・1，5
	第40条（裁決） →参考 新法・第46条	H27・14・3
	第40条（裁決） →参考 新法・第47条	H27・14・4
P 670	第51条（審査庁の裁決） →参考 新法・第49条	H27・14・2

## 行政事件訴訟法

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 696	(地方公共団体の民事訴訟法による義務の履行確保) 1 (最判平14・7・9)	H27・8
P 699	第7条 (この法律に定めがない事項)	H27・25・イ
P 703	第10条 (取消しの理由の制限)	H27・44
	第11条 (被告適格等)	
P 707	第23条 (行政庁の訴訟参加)	H27・18・エ
	第25条 (執行停止)	H27・17・1～5
P 709	第31条 (特別の事情による請求の棄却)	H27・16・1, 2
	第33条	H27・18・イ
P 710	第36条 (無効等確認の訴えの原告適格)	H27・25・ウ, エ
	第37条 (不作為の違法確認の訴えの原告適格)	H27・18・ウ
P 713	第38条 (取消訴訟に関する規定の準用)	H27・16・3, H27・17・1
	第41条 (抗告訴訟に関する規定の準用)	H27・18・イ
P 714	第43条 (抗告訴訟又は当事者訴訟に関する規定の準用)	H27・16・4
	第46条 (取消訴訟等の提起に関する事項の教示)	H27・18・オ

## 国家賠償法

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 716	第1条 (公務員の不法行為と賠償責任, 求償権)	H27・20・ア, イ
	(国家賠償法の公務員の職務行為の範囲) 2 (最判昭31・11・30)	H27・19・1
P 717	(警察官の不作為の違法性－淡路スナック事件) 7 (最判昭57・1・19)	H27・19・3
	(都道府県の警察官の違法捜査にる損害賠償) 6 (最判昭54・7・10)	H27・19・5
P 718	13 (最判昭61・2・27)	H27・19・2
	(警察官の不作為－新島砲弾漂着事件) 11 (最判昭59・3・23)	H27・19・4
P 720	第2条 (営造物の設置管理の瑕疵と賠償責任, 求償権)	H27・20・ア～カ
P 722	第3条 (賠償責任者, 求償権)	H27・20・ウ, エ

## 地方自治法

ページ	該当箇所	出題年・問・肢
P 724	第1条の3（地方公共団体の種類）	H27・22・ア
P 731	第14条（条例）	H27・23・1, 3, 4
P 732	第15条（規則）	H27・23・5
P 790	第242条（住民監査請求）	H27・21・ア
P 791	第242条の2（住民訴訟）	H27・21・ア～エ

## 2016年版 行政書士 合格ナビゲーション基本テキスト①

### 訂正

訂正箇所	誤	正
475頁 ② 棄却裁決	棄却裁決は、 <u>処分</u> に理由がないとして斥けるものである（45条2項）。	棄却裁決は、 <u>審査請求</u> に理由がないとして斥けるものである（45条2項）。

※アンダーライン（           下線）部分が修正部分です。

## 2016年版 行政書士 合格ナビゲーション基本テキスト②

### 訂正

訂正箇所	誤	正
499頁 少数株主権の表(下から4行目)	・株主総会における <u>議案</u> 提案権（会社法303条）	・株主総会における <u>議題</u> 提案権（会社法303条）
533頁 上から2行目	…，100分の1以上又は300個以上の議決権を6か月以上保有する株主（ <u>取締役会非設置会社</u> においては保有期間要件は不要である。）は、株主総会の議題を提案することができる（会社法303条）。	…，100分の1以上又は300個以上の議決権を6か月以上保有する株主（ <u>非公開会社</u> においては保有期間要件は不要である。）は、株主総会の議題を提案することができる（会社法303条 <u>2項</u> ）。

※アンダーライン（           下線）部分が修正部分です。



# 2016年版 行政書士 過去問マスターDX

## 訂正

訂正箇所	誤	正
13頁 「裁判」 の種類 の表（左下 の欄）	<u>決定</u>	<u>命令</u>

※アンダーライン（       下線）部分が修正部分です。